

新嵐山スカイパーク活用計画に係る提言書

町は新嵐山スカイパークのあり方について多くの提言や町民の意見をいただき、平成29年度からは本格的に庁内での議論に取り組み、第5期芽室町総合計画において「新嵐山スカイパークの基本方針」が示され、令和2年3月に新嵐山スカイパーク活用計画（以下、「活用計画」という。）を策定するに至った。

新嵐山スカイパークの今後の方向性が明確になったことは評価するところであり、委員会としても「この町にしかない地域価値が体験できる」場所の実現を願うものである。

総務経済常任委員会では、所管事務調査や政策討論会、現地調査を実施し活用計画について議論を深めるなかで、活用計画に関し留意すべき点などで一致したことから、以下のとおり提言するものである。

記

1 町民のための再整備計画であること

新嵐山スカイパークは町民の財産である。「町民にとっても自慢できる、誇ることのできる新嵐山スカイパーク」を目指すためには、施設整備だけではなく地元食材を活用した食の提供とおもてなしなどソフト面も充実させ町民の満足度を高めること。

2 町が投資する事業費概算を示すこと

今後公共で投資する施設改修や新たな施設等設置のために必要な事業費を明らかにすること。

3 施設整備の時期や投資規模の再検討を行うこと

新型コロナウイルス感染症拡大により観光業はかつてない大打撃を受けており、インバウンド需要の消失、国内旅行需要も回復の見通しがつかない状況にある。リノベーション・プランのロードマップに示される施設整備は、「町民の憩いの場」としての機能を優先させることを念頭に、整備年次や事業規模を検討すること。

4 町民や利用者への情報提供、意見聴取を行うこと

活用計画の推進は、町民や利用者の理解と協力なくして成し遂げられない。十分な情報提供や意見聴取を今後も行い、取り組みの参考にすること。

5 現状では利用不能な施設等のあり方を検討すること

魅力的な施設とするため、台風災害によって甚大な被害を受けたキャンプ場跡地等の活用や、整理についての方針を検討すること。

以上